

証券コード 7581

2025年11月10日

(電子提供措置の開始日2025年11月4日)

株主各位

埼玉県吉川市旭2番地5

株式会社サイゼリヤ

代表取締役社長 松谷 秀治

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第53期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.saizeriya.co.jp/corporate/index.php>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2025年11月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月26日（水曜日）午前11時（受付開始 午前10時）

2. 場 所 埼玉県草加市松江1-1-5

草加市文化会館

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第53期（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①事業報告の「新株予約権等の状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「注記事項」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「注記事項」

したがいまして、当該書面は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して、監査をした書類の一部であります。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使方法についてのご案内

＜議決権を行使くださいますようお願い申し上げます＞

▶下記4つの方法がございます。

## ◇郵送によるご行使

行使期限

2025年11月25日（火曜日）午後5時

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。



## ◇スマートフォンによるご行使

行使期限

2025年11月25日（火曜日）午後5時

同封の議決権行使書用紙の右下のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取りいただき、行使期限までに賛否をご入力ください。



## ◇インターネット（パソコン）によるご行使

行使期限

2025年11月25日（火曜日）午後5時

当社の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://evote.tr.mufg.jp/>



## ◇株主総会へのご出席

株主総会開催日時

2025年11月26日（水曜日）午前11時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



機関投資家の皆さまへ 議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

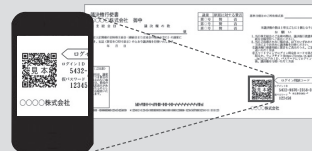
## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



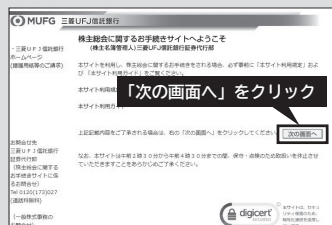
### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。  
同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



### ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

#### ① 議決権行使サイトにアクセスする



#### ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID     (半角)

パスワード  (半角)

または仮パスワード

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

「ログイン」をクリック

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

- ご注意事項**
- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
  - (2) 議決権行使のお取り扱い
    1. 書面とインターネット等により二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
    2. インターネット等によって複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
  - (3) システムに関する条件  
議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ  
(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部



0120-173-027

(通話料無料) 受付時間：午前9時から午後9時まで

# 事業報告

(自 2024年9月 1日)  
(至 2025年8月31日)

## 1. 当社グループの現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資が過去最高を更新し、雇用・所得環境が改善するなど明るい兆しが見られ、ゆるやかな回復傾向が続いております。しかしながら、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れ等が個人消費に及ぼす影響、中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響、アメリカの第2次トランプ政権追加関税措置は、わが国の景気を下押しする大きなリスクとなっております。

外食産業におきましても、賃上げの効果等により、実質所得が増加に転じる中で、個人消費が増加するなど回復の基調を見せつつありましたが、昨年より続く米価格の高騰や円安による食材価格やエネルギー価格上昇の影響により、消費者マインドが弱含んでおり、引き続き厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと当社グループといたしましては、世界中の人々においしくて健康的なイタリアの家庭料理を店舗で便利に楽しく食べていただくことを目指し、さまざまな施策に取り組みました。2024年9月には、店舗マネジメントレベルと店舗QSCのさらなる向上のため店舗運営部組織ではゾーンマネジャーを2名増員し、7名にして7ゾーン体制としました。QRコードと顧客の携帯端末を使った注文方式の導入については、2025年8月末現在で約900店舗に導入し、年内の全店導入を予定しております。今後もこのような取り組みを進め、収益力の底上げを行ってまいります。また、新顧客獲得のために、国内では、2025年8月に忙しい朝もおいしくて健康的な朝食を楽しんでもらえるよう朝食限定メニューの実験を始めました。未出店県である徳島県に2024年10月、愛媛県に11月、大分県に12月に出店をしました。海外では、2025年5月にベトナムに1号店を出店しております。既存商品の品質向上のため、定期的にグランドメニュー変更を行っており、2025年5月には、創業時からの思いや理念、商品づくりの考え方、人気メニューについての情報など、より多くのお客様にサイゼリヤを知っていただくため、ホームページのリニューアルも行いました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は、2,567億14百万円（前期比14.3%増）、営業利益は154億99百万円（前期比4.3%増）、経常利益は158億5百万円（前期比1.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は111億64百万円（前期比37.0%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

「日本」は、ゾーンマネジャーの増員による店舗組織の改善、メニュー施策やDX活用の効果などにより既存店の客数、客単価は引き続き、増加傾向にあります。しかしながら、昨年から続く米価格の高騰や円安による食材価格やエネルギー価格の上昇の影響を受けており、売上高は1,729億8百万円（前期比18.1%増）、営業利益は50億33百万円（前期比83.9%増）となりました。

「豪州」は、当社で使用する食材の製造等を行っており、売上高は111億48百万円（前期比2.9%増）、営業利益は3億25百万円（前期比31.3%減）となりました。

「アジア」は、新規出店を継続的に進め、店舗数が増加したことなどにより、売上高は838億2百万円（前期比7.4%増）、営業利益101億32百万円（前期比12.8%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は165億90百万円であり、その主なものは、店舗の新設（151店舗）などによるものであります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得、店舗を賃借するための敷金、差入保証金及び建設協力金の支払いを含みます。

## ③ 情報セキュリティ対応

2024年10月、当社サーバーが第三者による不正アクセスにより、当社が保有する個人情報の一部が漏洩いたしました。事案発生後、速やかに警察に相談および個人情報保護委員会へ報告し、外部専門家の支援を受けながら、影響範囲の特定と対応を実施いたしました。

本件については、当社ホームページにより、適切な情報公開を行っております。また、漏洩の可能性がある対象者の皆様へは、個別に詳細をご案内いたしました。

被害を受けたシステムはすでに仮復旧を完了しており、基幹業務への影響は最小限にとどまりました。現在は、再発防止に向けた技術的・人的対策（従業員教育など）を着実に進めており、情報セキュリティ体制の一層の強化に取り組んでおります。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区分              | 第50期<br>(2022年8月期) | 第51期<br>(2023年8月期) | 第52期<br>(2024年8月期) | 第53期<br>(2025年8月期)<br>(当連結会計年度) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高           | 144,275百万円         | 183,244百万円         | 224,542百万円         | 256,714百万円                      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 5,660百万円           | 5,154百万円           | 8,149百万円           | 11,164百万円                       |
| 1株当たり当期純利益金額    | 115円91銭            | 105円62銭            | 166円28銭            | 227円46銭                         |
| 総 資 産           | 147,930百万円         | 155,121百万円         | 168,136百万円         | 179,446百万円                      |
| 純 資 産           | 94,523百万円          | 99,031百万円          | 110,803百万円         | 117,157百万円                      |
| 1株当たり純資産額       | 1,920円73銭          | 2,014円23銭          | 2,246円30銭          | 2,373円55銭                       |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。また、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、連結貸借対照表において自己株式に計上しているため、期中平均株式数から控除しております。
2. 第53期の営業成績の状況につきましては、前記の「(1) ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## (3) 重要な子会社の状況 (2025年8月31日現在)

| 名称                             | 住所                 | 資本金<br>(百万円)         | 主要な事業の内容              | 議決権の<br>所有割合<br>(%) |
|--------------------------------|--------------------|----------------------|-----------------------|---------------------|
| SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.   | オーストラリア<br>ヴィクトリア州 | 3,890<br>(64百万豪ドル)   | 肉製品・ソース類等<br>食材の製造    | 100                 |
| 上海薩莉亜餐飲有限公司                    | 中華人民共和国<br>上海市     | 1,344<br>(98百万円)     | イタリアンレストランの<br>チェーン展開 | 100                 |
| 広州薩莉亜餐飲有限公司                    | 中華人民共和国<br>広州市     | 1,042<br>(79百万円)     | イタリアンレストランの<br>チェーン展開 | 100                 |
| 台湾薩莉亜餐飲股份有限公司                  | 台湾<br>台北市          | 914<br>(290百万TWD)    | イタリアンレストランの<br>チェーン展開 | 100                 |
| 北京薩莉亜餐飲管理有限公司                  | 中華人民共和国<br>北京市     | 891<br>(66百万円)       | イタリアンレストランの<br>チェーン展開 | 100                 |
| HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITED | 中華人民共和国<br>香港特別行政区 | 493<br>(40百万HKD)     | イタリアンレストランの<br>チェーン展開 | 100                 |
| SINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.   | シンガポール             | 561<br>(8百万SGD)      | イタリアンレストランの<br>チェーン展開 | 100                 |
| 広州薩莉亜食品有限公司                    | 中華人民共和国<br>広州市     | 4,943<br>(33百万USD)   | ソース類等食材の製造            | 100                 |
| VIETNAM SAIZERIYA CO.,LTD.     | ベトナム               | 301<br>(50,000百万VND) | イタリアンレストランの<br>チェーン展開 | 100                 |

| 名称                                        | 住所                 | 資本金<br>(百万円)  | 主要な事業の内容              | 議決権の<br>所有割合<br>(%) |
|-------------------------------------------|--------------------|---------------|-----------------------|---------------------|
| 広東省薩莉亜餐飲管理有限公司                            | 中華人民共和国<br>広州市     | 296<br>(7百万円) | 中国に所在する当社子会社へのサービスの提供 | 100                 |
| 武漢薩莉亜餐飲有限公司                               | 中華人民共和国<br>武漢市     | —             | イタリアンレストランの<br>チェーン展開 | 100                 |
| SAIZERIYA AUSTRALIA<br>RISTORANTE PTY LTD | オーストラリア<br>ヴィクトリア州 | —             | イタリアンレストランの<br>チェーン展開 | 100                 |

(注) VIETNAM SAIZERIYA CO., LTD.、広東省薩莉亜餐飲管理有限公司、武漢薩莉亜餐飲有限公司及びSAIZERIYA AUSTRALIA RISTORANTE PTY LTDは、当連結会計年度において新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めております。武漢薩莉亜餐飲有限公司及びSAIZERIYA AUSTRALIA RISTORANTE PTY LTDの資本金につきましては、2025年8月31日現在の払込済資本金はございません。

#### (4) 対処すべき課題

現在、以下の項目を対処すべき課題と考えております。

- ①店舗組織の構築ができるストアマネジャーの育成
- ②積極的な店舗修繕の実施で店舗環境改善
- ③グローバルな視野での、生産・物流・購買の再構築
- ④コミッサリー機能による店舗作業削減
- ⑤作業モデル、店舗レイアウトモデル、利益モデルづくり
- ⑥DX推進、IT投資の継続、サイバーセキュリティ対策の充実
- ⑦SDGsを推進（食品ロス削減、プラスチックの削減やりサイクル、省エネ）
- ⑧出店戦略に向けた、人財の確保、教育制度
- ⑨海外新拠点や新規国も含めた出店戦略

## (5) 主要な事業内容（2025年8月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社サイゼリヤ）及び子会社12社で構成され、外食事業を基幹事業としております。

### ① 日本

当社は、「日々の価値ある食事の提案と挑戦」をメニュー提案のテーマとして、イタリアンワイン&カフェレストラン『サイゼリヤ』を全国に1,053店舗運営しております。国内の5工場では、店舗で使用する食材の製造及び物流業務を行っております。

### ② 豪州

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD. は、当社で使用する食材の製造等を行っております。

### ③ アジア

上海薩莉亜餐飲有限公司は、上海でレストラン『サイゼリヤ』を207店舗運営しております。

広州薩莉亜餐飲有限公司は、広州でレストラン『サイゼリヤ』を225店舗運営しております。

台湾薩莉亜餐飲股份有限公司は、台北でレストラン『サイゼリヤ』を24店舗運営しております。

北京薩莉亜餐飲管理有限公司は、北京でレストラン『サイゼリヤ』を81店舗運営しております。

HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITEDは、香港でレストラン『サイゼリヤ』を71店舗運営しております。

SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD. は、シンガポールでレストラン『サイゼリヤ』を38店舗運営しております。

広州薩莉亜食品有限公司は、当社の子会社で使用する食材の製造等を行っております。

VIETNAM SAIZERIYA CO., LTD. は、ベトナムでレストラン『サイゼリヤ』を1店舗運営しております。

広東省薩莉亜餐飲管理有限公司は、中国に所在する当社の子会社に対し、サービスの提供等を行っております。

武漢薩莉亜餐飲有限公司は、レストラン『サイゼリヤ』の開店に向けた各種準備を計画的に進めております。

SAIZERIYA AUSTRALIA RISTORANTE PTY LTDは、レストラン『サイゼリヤ』の開店に向けた各種準備を計画的に進めております。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年8月31日現在）

当社本社            埼玉県吉川市旭2番地5  
国内生産拠点    吉川工場、神奈川工場、福島工場、兵庫工場、千葉工場  
国内営業拠点    全国42都道府県、1,053店舗

地域別店舗分布

| 地域   | 店舗数 | 地域  | 店舗数 | 地域   | 店舗数 |
|------|-----|-----|-----|------|-----|
| 東京都  | 190 | 栃木県 | 16  | 奈良県  | 5   |
| 千葉県  | 123 | 福島県 | 15  | 岡山県  | 5   |
| 神奈川県 | 119 | 新潟県 | 13  | 熊本県  | 5   |
| 埼玉県  | 95  | 岐阜県 | 13  | 秋田県  | 4   |
| 大阪府  | 77  | 長野県 | 11  | 福井県  | 4   |
| 愛知県  | 74  | 広島県 | 10  | 和歌山県 | 4   |
| 兵庫県  | 46  | 群馬県 | 9   | 香川県  | 4   |
| 茨城県  | 26  | 石川県 | 9   | 山口県  | 3   |
| 福岡県  | 26  | 青森県 | 7   | 島根県  | 2   |
| 静岡県  | 24  | 山形県 | 6   | 愛媛県  | 2   |
| 北海道  | 20  | 富山県 | 6   | 佐賀県  | 2   |
| 三重県  | 20  | 滋賀県 | 6   | 鳥取県  | 1   |
| 京都府  | 20  | 岩手県 | 5   | 徳島県  | 1   |
| 宮城県  | 19  | 山梨県 | 5   | 大分県  | 1   |

海外生産拠点    オーストラリアヴィクトリア州、中国広州市  
海外営業拠点    中国上海市、中国広州市、中国北京市、台湾台北市、香港、シンガポール  
                         ベトナム

## (7) 従業員の状況（2025年8月31日現在）

### ① 当社グループの従業員の状況

| 従業員数（名）       | 前連結会計年度末比増減（名） |
|---------------|----------------|
| 4,868（17,675） | 364増（1,616増）   |

（注） 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数（1人当たり1日8時間換算）を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数（名）       | 前事業年度末比増減（名） | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------------|--------------|-------|--------|
| 2,215（11,853） | 105増（1,735増） | 40.5歳 | 14.9年  |

（注） 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数（1人当たり1日8時間換算）を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先及び借入額

| 借入先         | 借入額      |
|-------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 1,500百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,500百万円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 1,500百万円 |
| 株式会社千葉銀行    | 1,500百万円 |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2025年8月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 73,208,000株
- ② 発行済株式の総数 49,685,630株（自己株式2,586,712株を除く）
- ③ 株主数 41,091名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                                         | 持株数             | 持株比率       |
|---------------------------------------------|-----------------|------------|
| 正垣 泰彦                                       | 株<br>14,117,892 | %<br>28.41 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                     | 5,618,000       | 11.31      |
| 株式会社バベット                                    | 4,300,516       | 8.66       |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                          | 2,856,600       | 5.75       |
| サイゼリヤ従業員持株会                                 | 1,357,243       | 2.73       |
| JPモルガン証券株式会社                                | 817,898         | 1.65       |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）                         | 581,200         | 1.17       |
| MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB        | 559,500         | 1.13       |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 | 464,700         | 0.94       |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781                 | 413,535         | 0.83       |

- (注)1. 当社は自己株式を2,586,712株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
また、当該自己株式には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式581,200株を含んでおりません。  
なお、同株式は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。
2. 持株比率は、自己株式数を控除した発行済株式の総数により算出しております。
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

| 区分                   | 株式数     | 交付対象者数 |
|----------------------|---------|--------|
| 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） | 14,000株 | 2名     |
| 社外取締役（監査等委員を除く）      | —       | —      |
| 取締役（監査等委員）           | —       | —      |

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況（2025年8月31日現在）

| 会社における地位     | 氏名                | 担当及び重要な兼職の状況                                                   |
|--------------|-------------------|----------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長      | 正垣 泰彦             |                                                                |
| 代表取締役社長      | 松谷 秀治             |                                                                |
| 取締役          | 長岡 伸              | 海外事業本部長兼広東省薩莉亜餐飲管理有限公司董事長                                      |
| 取締役(常勤監査等委員) | 益岡 伸之             |                                                                |
| 取締役(監査等委員)   | 松田 道春             | 松田公認会計士事務所所長<br>株式会社オーブンドア社外監査役                                |
| 取締役(監査等委員)   | 荒川 隆              | 一般財団法人食品産業センター理事長                                              |
| 取締役(監査等委員)   | 江口 真理恵<br>(現姓：坂口) | 祝田法律事務所弁護士<br>株式会社ワイヤレスゲート社外取締役監査等委員<br>株式会社五十嵐電機製作所社外取締役監査等委員 |

- (注) 1. 益岡伸之氏は、2024年11月28日開催の第52期定時株主総会において新たに取締役監査等委員に選任され就任いたしました。
2. 松田道春、荒川隆、江口真理恵の3氏は社外取締役であります。
3. 当社は、松田道春、荒川隆、江口真理恵の3氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役(監査等委員) 松田道春氏は、公認会計士としての専門知識及び豊富な経験と知見を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員) 荒川隆氏は、農林水産省の要職を歴任されるなど豊富な経験と高い見識を有するものであります。
6. 取締役(監査等委員) 江口真理恵氏は、弁護士としての専門知識及び豊富な経験と知見を有するものであります。
7. 中嶋靖雄氏は、2024年11月28日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役監査等委員を退任いたしました。

### ② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役3名と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役(監査等委員である取締役を含む。)が株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が利益又は便宜の供与を違法に得た事実や法令に違反することを認識しながら行為を行った事実に起因する損害賠償請求を受けた場合、上記保険契約によっても損害を填補されないこととなっております。

④ 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの情報収集及び重要な社外会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、益岡伸之氏を常勤の監査等委員として選定しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、2021年10月13日開催の取締役会において、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬について同委員会に諮問を行うことを決議いたしました。

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬等の内容等について当該決定方針と整合するものとして報酬委員会の答申を尊重し決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、業務執行取締役以外の非業務執行取締役等については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準や当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容又は額並びに数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益に応じて算出する。目標となる業績指標（KPI）とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬型ストック・オプション、譲渡制限付株式報酬等とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準や当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、具体的な種類別の報酬割合は代表取締役に一任する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等の評価配分とする。取締役会は、社外取締役を含んだ任意の報酬委員会を設置し、受任者は当該報酬委員会の答申をふまえて決定するものとすることによって、取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう監視する。

ロ. 取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長松谷秀治に対し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)個人の報酬額の決定を委任しております。委任をした理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職責に応じた評価を行うには会社の業務執行全般に責任を負う代表取締役社長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性について確認しております。

#### ハ. 役員報酬等の総額

| 役員区分                       | 報酬等の<br>総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |        |           | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|----------------------------|---------------------|-----------------|--------|-----------|-----------------------|
|                            |                     | 基本報酬            | 業績連動報酬 | 非金銭報酬     |                       |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 194<br>(一)          | 124<br>(一)      | —      | 70<br>(一) | 3<br>(一)              |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 30<br>(14)          | 30<br>(14)      | —      | —         | 5<br>(3)              |

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円)、また、この報酬等の額と別枠で、ストックオプション報酬額として年額200百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円)、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額200百万円以内(社外取締役は除く)と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は7名(うち、社外取締役1名)です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において年額50百万円以内、また、この報酬等の額と別枠で、ストックオプション報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち、社外取締役2名)です。
4. 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式による報酬額(取締役(監査等委員を除く)70百万円)が含まれております。
5. 上記には、2024年11月28日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名に対する報酬等が含まれております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）の松田道春氏は、松田公認会計士事務所所長及び株式会社オーブンドアの社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）の荒川隆氏は、一般財団法人食品産業センターの理事長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）の江口真理恵氏は、祝田法律事務所所属弁護士、株式会社ワイヤレスゲートの社外取締役監査等委員及び株式会社五十嵐電機製作所の社外取締役監査等委員を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役（監査等委員）の松田道春氏は、当事業年度に開催した取締役会14回中14回及び監査等委員会15回中15回すべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、取締役の指名や報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化に努めております。

取締役（監査等委員）の荒川隆氏は、当事業年度に開催した取締役会14回中13回及び監査等委員会15回中15回に出席し、農林水産省における豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。また、指名委員会の委員を務め、取締役の指名に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化に努めております。

取締役（監査等委員）の江口真理恵氏は、当事業年度に開催した取締役会14回中14回及び監査等委員会15回中15回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、取締役の指名や報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化に努めております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       | 支払額   |
|---------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                | 78百万円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 78百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- ④ 子会社の監査に関する事項  
当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
- ⑤ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- ⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
当社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みが無いと思われる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会の決議に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議いたします。
- ⑦ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

#### (4)業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制についての内容は、以下の通りであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念の「日々の価値ある食事の提案と挑戦」を経営方針に即した企業行動を取り、代表取締役がその精神を役職者はじめグループ会社全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理を遵守する企業活動とする。

代表取締役は、コンプライアンス（法令遵守）の構築・整備・維持にあたる。

監査等委員及び内部監査部門は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理・保存する。

監査等委員は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、各リスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「安全衛生管理規程」等を改正し、必要な「リスク管理規程」を新たに制定する。各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを改定し、部門毎のリスク管理規程を確立する。

監査等委員及び内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。

取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制の計画を決定し遂行する。その遂行状況は各部門担当取締役が「取締役会」及び「経営会議」において定期的に報告し、業務遂行状況を、観察・分析し修正計画を制定する。P－D－C－Aサイクルの軌道に乗った業務が遂行されるようにする。

⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「職務権限規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は、関係会社各社の運営の指導・支援を実施する。

関係会社管理責任者は、関係会社各社の経営計画・効率的な業務遂行状況・財務報告の信頼性・コンプライアンス体制・内部統制体制等を「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

監査等委員と内部監査部門は、定期又は臨時に関係会社各社の管理体制を監査し、「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員が内部統制システムの構築・運用等について監査するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、内部監査部門人員又は必要とする各部門人員を人選・配置する。

監査等委員の配置下に入った使用人は、監査等委員の指揮下に入り、取締役の指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制、その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員が取締役会・経営会議等経営に関する会議への出席、会議議事録の入手・閲覧を可能にし、又は監査等委員へ報告するものとする。議題は、(1) 当社グループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項 (2) 毎月の経営状況として重要な事項 (3) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項 (4) 重大な法令・定款違反 (5) コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容 (6) その他コンプライアンス上重要な事項 (7) その他の重要な事項等を決議・報告するものとする。

監査等委員は、(1) 定期的又は必要な都度、公認会計士・顧問弁護士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証される。(2) 経営の執行状況を把握するため、稟議書類等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人から説明を受けることができる。

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下の通りであります。

取締役の職務執行については、取締役が法令、定款及び社内規程等に則って行動しており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、監査等委員が、取締役会等を通じて積極的に発言をする機会を設けることで、監督機能を強化しております。

監査等委員は、取締役会や経営会議などの重要な会議への出席を通じ、また、会計監査人や内部監査部門との積極的な情報交換を通じて、当社の業務の適正性を確認しております。

子会社の内部統制の整備運用状況は、子会社の管理部門が確認するとともに、親会社である当社の取締役及び内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

なお、1. 当社グループの現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況 に記載している③情報セキュリティ対応 に関しましては、リスク管理規程に基づき代表取締役直下のリスク管理委員会を責任部署として速やかにリスク管理委員会を開催し、対応を進めてまいりました。関係省庁への報告及び相談、顧問弁護士への相談なども速やかに行っております。引き続き調査と対策を実施してまいります。

#### [備 考]

1. 本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |                | 負 債 の 部                |                |
|----------------------|----------------|------------------------|----------------|
| 科 目                  | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>96,465</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>35,319</b>  |
| 現 金 及 び 預 金          | 67,152         | 買 掛 金                  | 10,427         |
| 売 掛 金                | 3,098          | リ ー ス 債 務              | 8,154          |
| テナント未収入金             | 4,009          | 未 払 法 人 税 等            | 2,808          |
| 商 品 及 び 製 品          | 15,011         | 賞 与 引 当 金              | 2,109          |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品      | 1,876          | 資 産 除 去 債 務            | 216            |
| そ の 他                | 5,316          | そ の 他                  | 11,603         |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>82,980</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>26,969</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>68,462</b>  | 長 期 借 入 金              | 6,000          |
| 建 物 及 び 構 築 物        | 29,039         | 株 式 給 付 引 当 金          | 1,582          |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具    | 2,375          | リ ー ス 債 務              | 11,052         |
| 工 具、器 具 及 び 備 品      | 7,095          | 資 産 除 去 債 務            | 8,235          |
| 土 地                  | 6,830          | そ の 他                  | 99             |
| リ ー ス 資 産            | 28             | <b>負 債 合 計</b>         | <b>62,289</b>  |
| 使 用 権 資 産            | 18,308         | <b>純 資 産 の 部</b>       |                |
| 建 設 仮 勘 定            | 4,784          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>107,215</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>538</b>     | 資 本 金                  | 8,612          |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>13,979</b>  | 資 本 剰 余 金              | 11,932         |
| 敷 金 及 び 保 証 金        | 11,259         | 利 益 剰 余 金              | 94,733         |
| 建 設 協 力 金            | 13             | 自 己 株 式                | △8,062         |
| 長 期 貸 付 金            | 30             | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>9,336</b>   |
| 繰 延 税 金 資 産          | 2,540          | 為 替 換 算 調 整 勘 定        | 9,336          |
| そ の 他                | 148            | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>605</b>     |
| 貸 倒 引 当 金            | △11            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>117,157</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>179,446</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>179,446</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年9月 1日)  
(至 2025年8月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                                                                                                                                                                                                                                                            |                 | 金 額   |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------|---------|
| 売上<br>高価<br>総利<br>益<br>販売費及び一般管理費<br>業外収益<br>受取利息<br>保険金収入<br>補助金の収入<br>営業外費用<br>支払替利差<br>為替<br>取得費用<br>その他<br>経常<br>特別利益<br>固定資産売却益<br>償還金収入<br>株予約権戻入<br>特別損失<br>減損<br>固定資産除却<br>店舗閉店損<br>税金等調整前当期純利益<br>法人税、住民税及び事業税<br>法人税等調整額<br>当期純利益<br>親会社株主に帰属する当期純利益 | 売上高             |       | 256,714 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 高価              |       | 107,631 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 総利              |       | 149,082 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 益               |       | 133,583 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 販売費及び一般管理費      |       | 15,499  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 業外収益            |       | 716     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 受取利息            |       | 15      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 保険金収入           |       | 186     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 補助金の収入          |       | 181     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | その他             |       | 1,099   |
| 経常<br>特別利益<br>固定資産売却益<br>償還金収入<br>株予約権戻入<br>特別損失<br>減損<br>固定資産除却<br>店舗閉店損<br>税金等調整前当期純利益<br>法人税、住民税及び事業税<br>法人税等調整額<br>当期純利益<br>親会社株主に帰属する当期純利益                                                                                                                | 営業外費用           |       | 717     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 支払替利差           |       | 17      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 為替              |       | 6       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 取得費用            |       | 52      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | その他             |       | 793     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 経常              |       | 15,805  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 特別利益            |       | 581     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 固定資産売却益         |       | 10      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 償還金収入           |       | 50      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 株予約権戻入          |       | 642     |
| 経常<br>特別利益<br>固定資産売却益<br>償還金収入<br>株予約権戻入<br>特別損失<br>減損<br>固定資産除却<br>店舗閉店損<br>税金等調整前当期純利益<br>法人税、住民税及び事業税<br>法人税等調整額<br>当期純利益<br>親会社株主に帰属する当期純利益                                                                                                                | 特別損失            |       | 664     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 減損              |       | 96      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 固定資産除却          |       | 59      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 店舗閉店損           |       | 819     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 税金等調整前当期純利益     |       | 15,628  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 法人税、住民税及び事業税    | 4,358 |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 法人税等調整額         | 104   | 4,463   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 当期純利益           |       | 11,164  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 11,164  |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部         |                |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>58,041</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>20,519</b>  |
| 現金及び預金          | 33,944         | 買掛金             | 8,809          |
| 売掛金             | 2,999          | リース負債           | 10             |
| テナント未収入金        | 3,884          | 未払金             | 5,280          |
| 商品及び製品          | 12,430         | 未払費用            | 178            |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,077          | 未払法人税等          | 1,929          |
| 前払費用            | 1,752          | 未払消費税等          | 1,666          |
| その他の流動資産        | 1,952          | 預り金             | 666            |
| <b>固定資産</b>     | <b>60,522</b>  | 前受収益            | 2              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>33,685</b>  | 賞与引当金           | 1,151          |
| 建築物             | 19,104         | 設備関係未払金         | 786            |
| 構築物             | 450            | 資産除去債務          | 13             |
| 機械及び装置          | 1,839          | その他の負債          | 23             |
| 車両運搬具           | 1              | <b>固定負債</b>     | <b>14,560</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 3,933          | 長期借入金           | 6,000          |
| 土地              | 6,625          | 株式給付引当金         | 1,582          |
| リース資産           | 28             | リース負債           | 23             |
| 建設仮勘定           | 1,702          | 資産除去債務          | 6,859          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>527</b>     | その他の負債          | 94             |
| 借地権             | 5              | <b>負債合計</b>     | <b>35,079</b>  |
| 商標権             | 3              | <b>純資産の部</b>    |                |
| ソフトウェア          | 457            | <b>株主資本</b>     | <b>82,878</b>  |
| 電話加入権           | 57             | 資本金             | 8,612          |
| 無形固定資産仮勘定       | 3              | 資本剰余金           | 11,932         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>26,309</b>  | 資本準備金           | 9,007          |
| 関係会社株式          | 14,144         | その他の資本剰余金       | 2,925          |
| 長期貸付金           | 30             | 利益剰余金           | 70,396         |
| 長期前払費用          | 57             | 利益準備金           | 2,153          |
| 繰延税金資産          | 3,785          | その他の利益剰余金       | 68,243         |
| 敷金及び保証金         | 8,213          | 別途積立金           | 49,010         |
| 建設協力金           | 13             | 繰越利益剰余金         | 19,233         |
| 店舗賃借仮勘定         | 44             | 自己株式            | △8,062         |
| その他の投資その他の資産    | 32             | <b>新株予約権</b>    | <b>605</b>     |
| 貸倒引当金           | △11            | <b>純資産合計</b>    | <b>83,483</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>118,563</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>118,563</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年9月 1日)  
(至 2025年8月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                   |       | 金 額 |         |
|-----------------------|-------|-----|---------|
| 売 上 高                 |       |     | 172,908 |
| 売 上 原 価               |       |     | 79,315  |
| 売 上 総 利 益             |       |     | 93,593  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       |     | 88,559  |
| 営 業 利 益               |       |     | 5,033   |
| 営 業 外 収 益             |       |     |         |
| 受 取 利 息               | 1     |     |         |
| 受 取 配 当 金             | 2,967 |     |         |
| 受 取 ロ イ ヤ リ テ イ       | 1,925 |     |         |
| そ の 他                 | 34    |     | 4,928   |
| 営 業 外 費 用             |       |     |         |
| 支 払 利 息               | 27    |     |         |
| 為 替 差 損               | 40    |     |         |
| 自 己 株 式 取 得 費 用       | 6     |     | 75      |
| 経 常 利 益               |       |     | 9,886   |
| 特 別 利 益               |       |     |         |
| 補 償 金 収 入             | 10    |     |         |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 50    |     | 60      |
| 特 別 損 失               |       |     |         |
| 減 損 損 失               | 420   |     |         |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 39    |     |         |
| 店 舗 閉 店 損 失           | 7     |     | 467     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       |     | 9,479   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |       |     | 2,165   |
| 法 人 税 等 調 整 額         |       |     | △83     |
| 当 期 純 利 益             |       |     | 7,397   |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年10月21日

株式会社サイゼリヤ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
さいたま事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 孫 延 生  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 淳 一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイゼリヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

|                              |  |                                               |  |
|------------------------------|--|-----------------------------------------------|--|
| 独立監査人の監査報告書                  |  | 2025年10月21日                                   |  |
| 株 式 会 社 サ イ ゼ リ ヤ<br>取締役会 御中 |  | 有限責任監査法人トーマツ<br>さいたま事務所<br>指定有限責任社員<br>業務執行社員 |  |
|                              |  | 公認会計士 孫 延 生                                   |  |
|                              |  | 指定有限責任社員<br>業務執行社員                            |  |
|                              |  | 公認会計士 藤 井 淳 一                                 |  |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの2024年9月1日から2025年8月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の状況の報告を受け、必要に応じて子会社へ直接往査して事業等の状況を確認しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月21日

株式会社サイゼリヤ 監査等委員会

常勤監査等委員 益 岡 伸 之 ㊞

監査等委員 松 田 道 春 ㊞

監査等委員 荒 川 隆 ㊞

監査等委員 江 口 真 理 恵 ㊞

(注) 監査等委員松田道春氏、荒川隆氏及び江口真理恵氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第53期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、増配することといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円（前期に比べ5円増配）  
配当総額1,490,568,900円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年11月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ① 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、第41条（期末配当の基準日）を（剰余金の配当の基準日）に、第42条（中間配当）を（剰余金の配当等の決定機関）に修正するものであります。
- ② 上記条文の新設及び削除に伴い、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （ <u>期末配当の基準日</u> ）<br>第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月 <u>31日</u> とする。                | （ <u>剰余金の配当の基準日</u> ）<br>第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月末日とする。<br><u>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u><br><u>3 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> |
| （ <u>中間配当</u> ）<br>第42条 当会社は、 <u>毎年2月末日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる。</u> | （ <u>剰余金の配当等の決定機関</u> ）<br>第42条 当会社は、 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u>                     |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当社の取締役として適任であると判断しております。

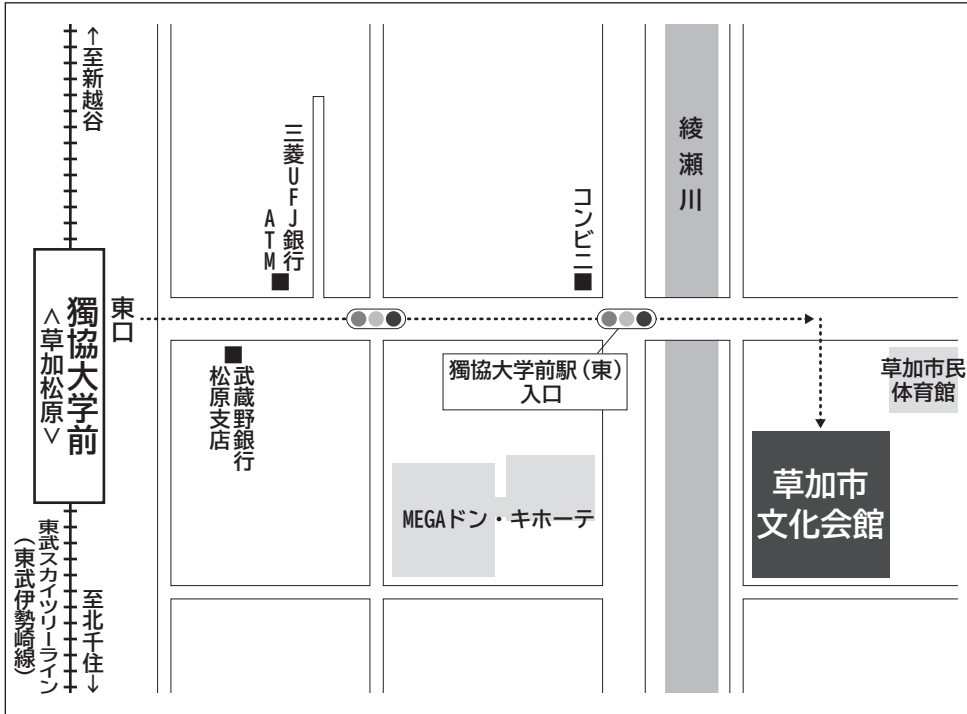
取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の<br>株式数 |
|------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | しょう がき やす ひこ<br>正 垣 泰 彦<br>(1946年1月6日) | 1968年 4月 レストラン サイゼリヤ創業<br>1973年 5月 株式会社マリアヌ商会<br>(現・株式会社サイゼリヤ) を設立<br>代表取締役社長就任<br>2009年 4月 代表取締役会長就任 (現任)                                                                                                                           | 14,117,892株    |
| 2          | まつ たに ひで はる<br>松 谷 秀 治<br>(1958年3月23日) | 1984年 6月 当社入社<br>1995年 3月 資材部長<br>1996年11月 取締役就任<br>2008年11月 店舗運営本部長<br>2010年11月 取締役執行役員就任<br>2012年 9月 マーチャンダイジング本部長<br>2018年12月 戦略インフラ本部長<br>2019年11月 執行役員就任<br>2020年 4月 総務本部長<br>2022年 9月 社長執行役員就任 (現任)<br>2022年11月 代表取締役社長就任 (現任) | 55,972株        |
| 3          | なが おか のぼる<br>長 岡 伸<br>(1962年8月4日)      | 1986年 7月 当社入社<br>1995年 3月 商品部長<br>1996年11月 取締役就任<br>2007年 3月 第2事業部長<br>2010年 5月 組織開発本部長<br>2010年11月 取締役執行役員就任 (現任)<br>2018年12月 海外事業本部長 (現任)<br>2025年 7月 広東省薩莉亜餐飲管理有限公司董事長(現任)                                                        | 48,670株        |

- (注1) 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役(監査等委員である取締役を含む。)が株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が利益又は便宜の供与を違法に得た事実や法令に違反することを認識しながら行為を行った事実起因する損害賠償請求を受けた場合、上記保険契約によっても損害を填補されないこととなっております。取締役候補者は、いずれも重任予定であることから、既に当該保険の被保険者であり、重任が承認された場合は引き続き被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



名称 草加市文化会館

(会場が前回と異なっておりますので、上記の「株主総会会場ご案内図」  
をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

所在地 埼玉県草加市松江1-1-5

問い合わせ先 TEL 048-931-9325

東武スカイツリーライン(東武伊勢崎線)

「獨協大学前＜草加松原＞」 駅東口より徒歩5分

※駐車場の用意はいたしていませんので、

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配布はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。